

三股町いじめ防止基本方針（改定）の概要

三股町教育委員会

1 三股町いじめ防止基本方針の考え方

- (1) いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定する。
- (2) 基本方針の柱建て、内容等については、国・県の基本方針を参酌しながら、いじめ防止等のために三股町が実施する基本的方策など必要な内容を織り込みながら策定する。

2 三股町いじめ防止基本方針の主な改定ポイント

今回の三股町いじめ防止基本方針の改定は、旧方針を基に、下表の国及び県の主な改定内容を踏まえるとともに、本町独自の内容を加えて行った。

【主な改定内容】 ①～⑨は国の改定内容 ⑩・⑪は県独自の改定内容 ⑫は本町独自の改定内容		具体的な改定内容	主な改定内容の 反映状況		
			国の 方針	県の 方針	本町 方針
①	いじめの定義の明確化	けんかやふざけ合いであっても、背景の調査を行った上でいじめか否かを判断する等	○	○	○
②	道徳教育の実質化と質的転換	道徳科において児童生徒がいじめの問題を考えたり、議論したりする場面を設ける等	○	○	○
③	学校評価や教員評価の留意点	いじめの有無やその多寡のみでなく、迅速かつ適切な情報共有や組織的対応が評価されることを教職員に周知する等	○	○	○
④	学校いじめ防止プログラムの策定	年間の教育活動全体を通していじめに対する具体的な指導内容をプログラム化する等	○	○	○
⑤	いじめ問題に対する学校の組織的対応	特定の教職員が、いじめの情報を抱え込み対策のための組織へ報告を行わないことは、法に違反し得ることを明記等	○	○	○
⑥	いじめの解消の要件 (改定内容の2つの要件を満たすこと)	いじめに係る行為が止んでいること（目安は3か月）、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等で確認する）	○	○	○
⑦	SC・SSWの積極的活用	教育委員会は必要に応じSC・SSWなどの専門家を派遣する等	○	○	○
⑧	幼児期の教育の取組	就学前のガイダンス等の機会に、幼児や保護者へいじめの未然防止に係る意識の高揚を促す等	○	○	○
⑨	出席停止の措置	重大事態への対応に関し、教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な事項を規則で定め学校や保護者へ周知する。	○	×	×
⑩	校長のリーダーシップによる対応	校長はいじめ防止等の取組を組織的・計画的に行えるよう、必要な指導・助言を行う等。	/	○	○
⑪	長期間学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	事前指導の徹底やチェックカード等の活用によりいじめの未然防止に努める等。	/	○	×
⑫	「生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問」「町人権教育研究会」等	本町ならではの取組の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。	/	/	○

3 基本方針の内容構成（目次）

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	2
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のために三股町が実施する施策	
(1)	三股町教育委員会の附属機関の設置	3
(2)	財政上の措置等	4
(3)	<u>基本的施策</u>	4
(4)	小・中学校に対するいじめ防止等に関する措置	5
(5)	その他	6
2	いじめ防止のための各小・中学校が実施する取組	7
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2)	小・中学校におけるいじめの防止等のための組織	8
(3)	児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進	9
(4)	小・中学校におけるいじめの防止等に関する措置	9
3	重大事態への対処	
(1)	町教育委員会又は学校による調査	10
(2)	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	13
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14

下線部について

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために三股町が実施する施策

4 改定スケジュール

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 教育委員へ関係資料送付 | 1月 4日 (木) |
| (2) 1月定例教育委員会（議案審議） | 1月 9日 (火) |
| (3) いじめ防止専門家委員へ関係書類送付 | 1月19日 (金) |
| (4) 都城市・三股町いじめ防止専門家委員会（審議） | 2月 2日 (金) |
| (5) 2月定例委員会（最終審議） | 2月 5日 (月) |
| (6) 3月校長会（通知） | |